



山形県公報

平成30年11月14日 (水)

号 外 (24)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第814号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 (平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。) 第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年11月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン (通称名3-FEA、3-fluoroethamphetamine) 及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン (通称名4-FEA、4-fluoroethamphetamine) 及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド (通称名Cyclopropyl fentanyl) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成30年11月15日

平成30年11月14日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成30年11月14日発行 発行人 山 形 県